

第2章 子どもや子育て家庭への支援

第1節 子どもの成長に応じた支援

1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

少子化、核家族化等の進行により、3歳未満児の在宅子育て家庭の育児の負担感、不安感が増大しています。

このような中、安心した子育て・子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点の設置を推進しています。また、地域子育て支援の機能を有する認定こども園制度が平成18年度に創設され、その数も着実に増加しています。

平成19年度から「ハッピー子育てサポート事業」として、育児の負担感が増している3歳未満児の在宅子育て家庭を支援するため、市町と県の福祉、保健、教育の各部局が連携し、既存の子育て支援センターなどの機能を高め、各家庭に応じた個別支援を行っています。この事業をとおして、各家庭の相談窓口、各機関との調整役となる人材、子育てに不安をもつ家庭の子育て力を高めるための親育ち講座の指導者等の養成、地域の子育て支援制度の周知のための利用券の配付等を行ってきました。今後は、養成した人材の活用など事業成果をもとにした、市町による子育て支援体制の構築と運用が課題であり、これを支援していく必要があります。

【具体的施策】

子育て家庭の交流、育児に関する相談対応・情報提供、(*1)子育てサークルの支援などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進します。

(こども未来課)

出産直後の育児や家事について、周囲の援助がない家庭等にサポーターを派遣するなどの支援を行うとともに、(*2)ファミリー・サポート・センターの設置を促進します。

(こども未来課)

(*1)子育てサークル
子育て中の母親等が集まって、日常生活の悩みや子育てに関する相談、情報交換などを行う集団・グループの活動。

(*2)ファミリー・サポート・センター
地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

地域全体で子育て家庭を支援するため、幼稚園・保育所及び認定こども園において、すべての子育て家庭を対象とした子育て支援事業を推進します。
(こども未来課)

ハッピー子育てサポート事業により構築した、市町における在宅で子育てを行う家庭を中心とした支援体制をさらに充実させる支援を行います。
(こども未来課)

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|-----------------------|-------|--------|-------|--------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 地域子育て支援拠点（類似施設含む）の設置数 | H21 | 123 か所 | H26 | 184 か所 |

2 幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化等の社会的背景により、児童とその家族を取りまく環境が大きく変化している中で、保育ニーズは多様化しています。このため、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。

保育所、幼稚園の良いところを活かしながら、就学前の子どもの教育と保育を一体的に行うとともに、すべての子育て家庭を対象に、地域における子育て支援を実施する認定こども園制度が創設されました。

平成 18 年の教育基本法の改正により、幼児教育の重要性が法的に明確に位置づけられ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う場である幼児教育の役割が明記されました。これを受け、幼稚園教育要領と保育所保育指針が改正され、保育所、幼稚園及び認定こども園においては、教育・保育の一層の充実及び保育者の質の向上による子どものより良い育ちを実現することが求められています。

小学校や家庭との連携、保護者支援や地域の子育て支援など、社会的役割が求められています。

【具体的施策】

市町において、女性の就業率の高まりに応じて必要となる潜在的保育需要、中長期的な保育需要の把握を行い、市町の保育計画等に基づき、計画的な保育所等の整備・拡充を行います。特に、待機児童の多い地域においては、認定こども園や既存の保育資源を活用した保育所の認可等など、多様な保育の実施により、待機児童の解消に努めます。

(こども未来課)

(*1)一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業など、保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービスの充実を図ります。

(こども未来課)

発達障害を含む障害のある幼児に対するきめ細かな対応を推進するため、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び指導計画の作成など、適切な支援体制の整備を推進します。

[第4章第2節 - 1より再掲]

(こども未来課)

多様な保育ニーズに応えるため、幼稚園と保育所の区別なく就学前の子どもの育ちを支える「認定こども園」の設置を促進し、地域の実情に応じた幼児期の教育・保育の充実及び地域の子育て支援に努めます。

(こども未来課)

(*2)幼児教育振興アクションプログラム及び(*3)保育所における質の向上のためのアクションプログラムに基づき、県及び市町が連携して、幼児教育の振興及び子どもの健康・安全の確保、職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力の推進などを進め、生きる力の基礎を培う幼児期の教育・保育の充実と保育環境の改善・充実を図ります。

(こども未来課)

離島・過疎地域においては、地域の特性に応じた小規模保育施設や認定こども園の設置など、教育・保育の確保に努めます。

(こども未来課)

(*1)一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(*2)幼児教育振興アクションプログラム

本県における幼児教育の基本的な方向性を示すため、平成21年3月に策定したもの。

(*3)保育所における質の向上のためのアクションプログラム

保育所における質の向上のため、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策について、平成20年3月に国が策定したもの。

幼児教育から小学校教育へ円滑に接続するため、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校との連携の推進状況を的確に把握し、課題を明確にしながら、幼保小連携の取組の一層の充実を図ります。

(こども未来課、義務教育課)

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|---------------|-------|--------|-------|--------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 待機児童の解消 | H21 | 94 人 | H26 | 0 人 |
| 一時預かり実施施設数 | H21 | 316 か所 | H26 | 332 か所 |
| 病児・病後児保育実施施設数 | H21 | 27 か所 | H26 | 36 か所 |
| 認定こども園の設置数 | H21 | 26 か所 | H26 | 92 か所 |

3 地域における子どもの活動拠点づくり

【現状と課題】

近年、共働きが増え、子育てと仕事の両立支援の必要性が増大していることを背景に、(*1)放課後児童クラブ設置のニーズがますます高まっています。

子どもたちを地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくむため、安全・安心な活動拠点（居場所）を設けることが必要です。

(*1)放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校の休業日に児童館や保育所、学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与えて適切な指導を行い、健全な育成を図る事業。

青少年教育施設、(*1)放課後子ども教室等で、多様な体験活動の機会を提供することは、子どもたちの生きる力をはぐくむために大変重要なことです。そのための体験活動の場を広く紹介し、体験活動への参加を促進することが必要です。

【具体的施策】

授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成活動を行うとともに、保護者の就労形態等の変化などのニーズにも対応するため、放課後児童クラブの充実を図ります。

(こども未来課)

放課後や週末等にすべての子どもを対象として体験活動や交流活動、スポーツや学習等の機会を提供するため、放課後子ども教室の設置を促進します。

(生涯学習課)

地域の様々な人々の協力を得て、放課後や週末等の子どもに、安全・安心な活動拠点(居場所)を提供するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。(「放課後子どもプラン」)

(こども未来課、生涯学習課)

児童の健全育成のため、民間(*2)児童館への支援を実施します。

(こども未来課)

放課後児童指導員、児童館職員や民生委員児童委員に対する研修をさらに充実し、優れた人材の養成・確保、資質や専門性の向上等に努めます。

(こども未来課)

子どもの体験学習を支援するボランティアリーダー、NPO関係者、行政職員、教職員、大学生等を参加対象とした指導者講座の内容を充実します。

(生涯学習課)

「少年自然の家」や「青年の家」などの青少年教育施設がそれぞれの地域の特色を生かした主催事業を実施するとともに、ホームページや情報誌などにより積極的に主催事業を周知し、施設利用を促進します。

(生涯学習課)

(*1)放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々にコーディネーター、安全管理員、学習アドバイザーとして参画を得て、子どもたちとともにスポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を行う事業。

(*2)児童館

児童福祉法に基づく施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する児童厚生員などが配置され、子どもの遊びやスポーツ、読書等の健全育成活動のほか、子ども会や母親クラブの育成、放課後児童健全育成事業等の活動などが行われ、地域における子育て支援の拠点施設となっている。

ホームページや情報誌を通して様々な体験活動事業の情報を発信し、子どもたちの体験活動への参加を促進します。

(生涯学習課)

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|-------------------------|-------|---------|-------|---------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 放課後児童クラブの設置数 | H21 | 256 クラブ | H26 | 325 クラブ |
| 県内小学校区における放課後子ども教室開設の割合 | H19 | 23.2% | H25 | 50.0% |

4 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 確かな学力の育成

【現状と課題】

平成 20 年 3 月に新たな学習指導要領が告示され、その趣旨を踏まえて「基礎的・基本的な知識・技能の習得」や「思考力・判断力・表現力等の育成」「学習意欲の向上」など、「確かな学力」の育成を図ることが求められています。特に、身に付けた知識・技能を活用して課題を解決するために必要な能力をいかに育成していくかが課題となっています。

【具体的施策】

全国学力・学習状況調査(小・中学校 国語、算数・数学)や県基礎学力調査(中学校 英語)の結果から本県の子どもたちの課題や改善策を明らかにし、県及び市町教育委員会の協働体制のもと、各小・中学校における授業の充実・改善を図ります。

(義務教育課)

高等学校においては、教員の教科指導力と進学指導力を一層高めるための研修等の取組を推進し、各学校において、学ぶことの意義や自己の進路目標との関係を意識した指導等の充実を図ります。また、各教科の研究会等の関係団体等と連携した授業改善の取組や進路指導力向上の取組も併せて進めます。

(高校教育課)

子ども一人ひとりに対するきめ細かな指導を推進するため、少人数学級編制や少人数指導教員等の適正な配置を行い、個別指導や繰り返し指導、習熟度別指導など、個に応じた指導の充実に努めるとともに、教員志望の学生や教員OB等、地域人材の一層の活用を図ります。

(義務教育課)

(2) 豊かな心の育成

心に響く道徳教育の充実

【現状と課題】

道徳教育を推進し、子どもたちの豊かな心をはぐくむことは、県民の願いであり、本県教育の重要な課題であります。そのため、小・中・高が一体となった道徳教育を実現し、道徳教育のさらなる充実が必要です。

【具体的施策】

小中高の12年間を見通した本県道徳教育の指針として作成したリーフレット「長崎県の道徳教育」を通して、各学校における道徳教育の推進を図るとともに本県ゆかりの著名人からの寄稿や公募等により編纂した心の教育資料集「長崎っ子に贈る50の話」等の活用を図り、子どもたちの心の中に、未来への憧れや志をはぐくむ教育を推進します。

(義務教育課)

地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進

【現状と課題】

子どもが成長に応じた出会いや体験をとおして、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てなければなりません。また、自然体験の多い子どもには、道徳観や正義感があり、学習意欲や問題解決意欲が高いこと、集団による長期キャンプは、積極性や協調性を高め、判断能力を育てるといった社会性の育成に効果が高いという調査結果があり、子どもたちが自然体験活動や社会体験活動などの様々な体験活動を行うことは重要です。

多様な体験活動を通して子どもたちの自主性や社会性をはぐくむためには、地域の協力と、指導関係者の資質の向上が必要です。

優れた文化芸術や伝統文化に触れ、自らも芸術文化に熱心に取り組むことは、豊かな感性や創造性を持ち、生きる喜びを感じられるような成長のために、大変大きな意義を持つものです。子どもたちが学校や地域において、音楽、演劇、伝統芸能などに身近に触れ、参加・体験できる機会を提供し、また学校文化活動を支援することにより、子どもたちの文化活動の活性化を推進する必要があります。

【具体的施策】

地域の様々な人々の参画を得て、スポーツ、文化活動や学習活動等に取り組むため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携（「放課後子どもプラン」）を推進します。

[第2章第1節 - 3より再掲]
(こども未来課、生涯学習課)

子どもの体験学習を支援するボランティアリーダー、NPO関係者、行政職員、教職員、大学生等を参加対象とした指導者講座の内容を充実します。

[第2章第1節 - 3より再掲]
(生涯学習課)

漁村地域において、(*1)ブルー・ツーリズムなどの体験活動等の機会を充実させるため、漁業者等が取り組む体験メニューづくりや施設整備等に対して支援を行います。

(漁政課)

水産業普及指導センターによる少年水産教室、市町や漁業関係者による体験活動などを通じて、魚料理教室や漁業・養殖業の体験などの機会を積極的に提供できるよう、漁村地域における体験教育の充実を図るための支援を行います。

(水産振興課)

農山漁村における長期宿泊体験活動を通して農業や農村体験などの多様な体験活動を推進するため、子どもの宿泊体験活動に対応した農山漁村地域の受入体制を整備します。

(農政課)

農業技術習得等の集合研修を農業大学校で実施し、農業・農村に対する理解の増進、農業体験学習の実施に必要な基礎的知識・技術の習得等を図ります。

(農業経営課)

小・中学生の農業への理解の向上を図るため、副読本や農業体験学習等の農業教育を実施するために必要な指導者用マニュアルを作成し、各市町教育委員会、関係機関等へ配布します。

(農業経営課)

各振興局農林(水産)部が主体となり、地域の学校教員等を対象とした農業セミナー、農業農村地域の現地視察研修、先進農家による講義等を実施し、農業・農村に対する理解の増進を図ります。

(農業経営課)

森林とのふれあいを通して、森林・林業の重要性を認識し、次世代を担う青少年の情操教育の場、交流の場として設置されている県民の森と学校との連携を進め、総合学習の場として定着させるとともに、森林学習、癒し空間を体験するフィールドとして整備し、森林の癒し効果(森林セラピー)を利用した取組の推進等を進めます。

(林政課)

(*1)ブルー・ツーリズム

漁村の自然や文化をありのままに生かした、漁村民宿などによる滞在型の旅行形態で、新しい都市・漁村交流の形態として期待されている。

県内の小・中学生に本県の貴重な教育資源である「しま」の自然・歴史・文化に触れさせたり、その生活を体験させたりすることにより、子どもたちの「しま」への理解を深めるとともに、ふるさと長崎県を誇りに思う心を育てます。

- ・ 小・中学校の修学旅行については、観光地などを巡る見学型から体験・交流型へと変わってきています。そのような中、本県の特徴を生かした取組として、「しま」への修学旅行の実施を引き続き奨励します。
- ・ 県内各地の小学校4年生から中学校3年生を対象に、「しま」のよさ（美しい自然・歴史・風土等）を体感させるとともに、体験活動・交流活動等を通して、離島の子どもたちとの交流を深めます。

（義務教育課・生涯学習課）

県が育成した生ごみ減量化リーダーネットワークの会員が主体となって各地区の幼稚園・保育所、小・中学校等で生ごみ堆肥化、元気野菜づくりの実践指導を行い、子どもたちの環境保全意識の醸成を図ります。

（未来環境推進課）

環境教育は子どもたちの発達段階に応じて行うことが重要であり、ネイチャーゲームや水生生物調査など実際に体験できるような環境教育を行い、環境を大切にすることをはぐくみます。

（未来環境推進課）

未来の親・未来を担う人材に対しては、環境分野における専門家を環境アドバイザーとして派遣し、次世代のリーダーとしての知識の向上を図ります。

（未来環境推進課）

平成21年3月に策定した「長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画（県生物多様性保全戦略）」を基に、人のいのちと暮らしを支える生物多様性の意味や重要性、人との関わり、生物多様性保全のために取り組むべきこと等について、環境教育・学習、自然とのふれあい等あらゆる機会を通し、子どもの成長に応じた様々な手法により、普及啓発を図ります。

（自然環境課）

学校や地域において、音楽・演劇・伝統芸能など優れた舞台芸術を鑑賞する機会や、日頃の文化活動の成果を発表する機会を提供し、子どもたちの文化活動の推進に努めます。

（学芸文化課）

学校行事の一環として長崎県美術館を利用していただくためのスクールプログラムを引き続き実施し、鑑賞や表現を通して子どもたちが楽しく美術を学べる場を形成します。また、学校への積極的な広報活動を展開するとともに、プログラムの具体的な活用方法の提案や学校現場の実態調査などの双方向的な調整を行うことで実効的な活動内容となるよう努め、利用者の増加に取り組みます。離島を含む遠隔地への対応として、テレビ会議システムを活用し、児童生徒の美術鑑賞をサポートする遠隔授業を学校と連携して行います。

(文化振興課)

学校行事の一環として長崎歴史文化博物館を利用していただくための学校向けプログラムを引き続き実施し、参加体験活動を通して子どもたちが楽しく学べる場を形成します。また、学校への積極的な広報活動を展開するとともに、プログラムの具体的な活用方法の提案や学校現場の実態調査などの双方向的な調整を行うことで実効的な活動内容となるよう努め、利用者の増加に取り組みます。離島を含む遠隔地への対応として、テレビ会議システムを活用し、児童生徒の歴史文化への興味を深め、学習効果を高める遠隔授業を学校と連携して行います。

(文化振興課)

壱岐市立一支国博物館を利用していただくための学校向けプログラムの実施や、利用者の増加について、関係機関と連携して推進します。

(文化振興課)

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|------------------------------|-------|----------|-------|----------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 少年水産教室等の実施箇所数 | H20 | 32 箇所 | H26 | 37 箇所 |
| 長崎県美術館のスクールプログラム利用者数 | H20 | 10,399 人 | H26 | 11,000 人 |
| 長崎歴史文化博物館の学校向けプログラム参加校数(県内分) | H20 | 227 校 | H27 | 230 校 |

子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及による生活環境の変化などにより幼児期からの読書習慣が身に付いていない子どもが多く、「読書離れ」が指摘されています。

読書活動は子どもの感性を磨き創造力をはぐくむなど、子どもが心豊かにたくましく成長するために欠かせないものであることから、その推進を図る必要があります。

読書活動の持つ教育的意義を踏まえ、平成 20 年 12 月に策定した「第二次長崎県子ども読書活動推進計画」(平成 21 年～25 年度までの 5 か年計画)に基づき、様々な施策に取り組んでいます。

【具体的施策】

読書講演会や講座での啓発を通じて、幼児期の読み語りの小学生への継続など、家庭における子ども読書活動の推進に努めます。

(生涯学習課)

学校における子ども読書活動を、次のような取組により推進します。

- ・ 「全校一斉読書活動」について、週 3 回以上の取組のために、日課表見直しを含めた実効性のある取組について学校に働きかけを行います。
- ・ 各種研修会を実施し、司書教諭や学校司書等の人材の育成に努めます。
- ・ 学校図書館の訪問等を通じて、図書館の環境整備についての助言を行うほか、小中学校における司書の重要性を啓発するとともにその配置について市町に働きかけを行います。
- ・ 発達段階に応じて、先人の伝記や国内外の名著に導く読書指導の推進に努めます。

(生涯学習課)

子ども読書環境の整備を、次のような取組により推進します。

- ・ 各種研修会を実施し、図書ボランティア等の人材の育成に努めます。
- ・ 「親子読書の集い」などにより、県民に広く「子ども読書活動」の啓発を行います。
- ・ 公共図書館に対して、資料の提供や職員の交流などの支援を通して、学校図書館との連携が促進されるよう働きかけます。

(生涯学習課)

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|----------|-------|-------------------------------------|-------|--------------------------------------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 1 か月の読書量 | H19 | 小学生 9.8 冊 中学生 4.6 冊 高校生 2.9 冊 | H25 | 小学生 12.0 冊 中学生 7.0 冊 高校生 4.0 冊 |

人権教育の推進

【現状と課題】

保護者や PTA 役員等を対象に社会人権・同和教育地区研修会や社会人権・同和教育推進懇談会、中央研修会等を開催して、家庭教育や社会教育における人権教育・啓発活動を実施しています。

親が子に対して、豊かな人間性をはぐくみ、正義感や公正を重んじる心、自分や他人を大切にする心、人権を尊重する心を育てながら、一人ひとりの人権を大切にする家庭教育を支援する必要があります。

人権尊重社会の実現のためには、大人と子どもが一緒になって、人権を語る場所が必要です。

学校では、教育の基礎学力としての人権教育と人権週間を中心にした具体的な人権の学習を行っています。人権教育の推進は学校のみならず、家庭、地域との連携が必要です。そのためには、学校、地域のリーダーによる研修が必要です。

【具体的施策】

PTA や青少年健全育成会等の社会教育関係団体の人権学習を支援することによって、学校や家庭、地域社会がそれぞれの教育力を発揮し、地域全体で子どもの育成が図れるようにします。

(人権・同和対策課)

学校教育中での人権教育の内容を相互理解するため、学校長、保護者、人権擁護委員、民生委員児童委員、保護司等の人々の合同研修会を実施します。

(人権・同和対策課)

人権に関わる NPO や民間団体などの地域での活動の紹介や相互の交流・連携を支援します。

(人権・同和対策課)

人権教育啓発センターでは人権相談や支援体制の整備を進めます。また、ホームページによる情報の提供・発信や図書・ビデオライブラリーの閲覧・貸出等を通じて人権学習を支援するとともに、保護者と子ども、地域住民等が気軽に集い利用できる場として、センターの役割や機能をさらに広く周知し教育・研修活動の支援や人権をキーワードにした幅広いネットワークづくりを進めます。

(人権・同和対策課)

土日開館に加え、定期的に駅前じんけん講座を開催し、センター所蔵の人権啓発ビデオ等の映写会・講演会を行います。

(人権・同和対策課)

(3) 健やかな体の育成

【現状と課題】

近年、子どもの体力の低下や、運動をする子としない子の二極化傾向などの問題が指摘されており、学校体育の果たす役割や指導の在り方等を検討・改善していくことはますます重要となっています。

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後も、学校体育はもとより、学校・地域・家庭が一体となって、さらに子どもの体力や健康について考えていくことが重要です。

子どもたちに運動の楽しさや必要性を理解させ、自ら、生涯にわたって運動を継続し、体力の向上や健康の保持増進を図っていく資質や能力の育成に努めていくことが必要です。

学校におけるスポーツ環境を充実させるためには、外部指導者の確保も必要ですが、外部指導者へ学校教育活動として適正な部活動指導の在り方などについて研修を行うなど、資質の向上も必要です。

子どもたちの生活習慣病、アレルギー疾患、心身の健康課題などが多様化していることから、すべての教職員が教育活動全体を通じて子どもたちの健康課題を把握し、継続的・計画的な健康教育を行う必要があります。また、子どもたちの健康課題の解決のためには、学校、家庭、関係機関、団体が連携・協力して健康教育を行う必要があります。

【具体的施策】

子どもたちが運動を好きになり、生涯にわたって意欲的に運動に取り組むことができるような体育指導のあり方の研究や教員の指導力の向上に努めます。

(体育保健課)

教育行政関係者(県、市町)、学校関係者、有識者、保護者等による「子どもの体力向上に関する検討委員会」を設置し、子どもの体力の状況分析や体力向上に向けての方策等の検討を行います。

(体育保健課)

各市町や学校における体力テスト結果の分析と活用を促進し、子どもたちの体力向上に関する意識を高め、体力向上に向けた取組の充実を図ります。
(体育保健課)

子どもたちの体力テストの結果を家庭に知らせ、生活習慣の見直しも含め各家庭で体力づくりに取り組めるように情報提供を行います。
(体育保健課)

親子体力向上実践セミナーや体力向上に関するフォーラム等、体力向上に関する事業の充実を図ります。
(体育保健課)

県立高校においては、必要な運動部へ外部指導者の派遣を引き続き進めていくとともに、小・中学校においては、設置者である市町教委へ外部指導者の活用の促進を働きかけ、また、発達段階に応じた指導が行われるよう指導者への啓発を行います。
(体育保健課)

関係機関と連携した事業や、教職員等を対象にした各研修会を充実させ、健康教育の推進を図ります。また、子どもたちの健康問題の解決に学校と家庭・地域が一体になって取り組むことができるよう学校保健委員会の設置促進と活性化に努めます。
(体育保健課)

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|---|-------|--------------------------|-------|---------------------------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 体力テストの総合評価が全国平均と同レベルもしくは上回る学年数 小学校(6学年×男・女=12のうち) 中学校(3学年×男・女=6のうち) 高等学校(3学年×男・女=6のうち) | H19 | 小学校 8 中学校 1 高等学校 0 | H25 | 小学校 12 中学校 6 高等学校 4 |

(4) 信頼される学校づくり

【現状と課題】

国際化や情報化の急速な進展により、社会が著しく変化する中で、高等学校等進学率は98%を超え、生徒や保護者の教育的ニーズの多様化が進んでいることから、中高一貫教育の拡充、専門学科の改編、総合選抜制度の廃止、通学区域の拡大、(*1)高校生の離島留学制度の導入、県立高校の再編整備等の高校改革に取り組んできました。今後は、社会の変化等に対応した教育内容の更なる充実と、特色ある学校づくりを推進するとともに、更に生徒数が減少していく中で充実した学習環境を維持する新たな施策が必要となっています。

平成16年10月の新潟県中越地震や平成17年3月の福岡県西方沖地震の発生を受け、平成18年度から県立学校の耐震化を重点的に実施してきたところです。しかし、平成20年5月に発生した中国・四川大地震においては、学校施設でも多くの死傷者が発生したことから、当初事業計画を前倒して取り組んでいます。

学校教育の直接の担い手である教職員一人ひとりの実績や能力等を適正に評価し、研修や人事配置等に適切に反映させることによって、教職員の更なる意識改革と資質能力の向上につなげていくことが必要です。

学校の裁量幅の拡大や学校運営に対する保護者等の関心の高まりに伴い、学校がその教育活動の成果を検証し、自ら必要な改善を図るとともに、保護者等に対する説明責任をしっかりと果たすことがますます重要になっています。

学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域と連携した学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要があります。

(*1)高校生の離島留学制度

積極的な目的や意欲を持った高校生に、その「しま」の豊かな自然と文化の中で高校生活を送りながら、夢に向かって特色あるコースで学んでもらう制度。

平成 21 年度「児童生徒の携帯電話の利用状況調査」の結果、本県の小学生の 9.1%、中学生の 22.7%、高校生の 85.7%が携帯電話を所持しており、そのほとんどが、インターネットやメールを利用していることがわかりました。これに対し、有害サイト等へのアクセスを制限する携帯電話の(*1)フィルタリングサービスの利用率は約 50.3%であることも明らかになり、フィルタリングサービスの更なる普及促進、ネットいじめ対策等が急務とされています。

いじめや不登校を始め、児童生徒の悩みが多様化・深刻化している中、更なる相談体制の充実が求められています。

【具体的施策】

時代の要請や社会の変化に対応するとともに、生徒の資質・能力等を更に伸ばし、21 世紀の社会で活躍できる人材を育成するために、生徒や学校の実態等に応じた柔軟な教育システムの導入や教育内容の改善等を図ります。
(総務課)

子どもに安全で豊かな教育環境を提供するため、私立幼稚園、保育所、県立学校、私立小・中・高等学校については、平成 24 年度末までに学校施設等の耐震化の完了を目指します。また、市町立学校については、平成 22 年度末までに震度 6 強の地震で倒壊する危険性が高い建物の耐震化を完了するとともに、その他の耐震化が必要な建物の耐震化率向上についても県・市町が連携・協力を図りながら積極的に進めます。
(こども未来課、教育環境整備課、学事振興室)

新たな研修評価方法の導入により研修内容の一層の充実・強化に努めるとともに、研修歴の把握などによって、より質の高い教職員を育成します。また、管理職研修の充実により、管理職の更なる資質能力の向上に努めます。併せて、人事評価制度により、これまで以上に教職員の実績や能力等を適正に評価し、適材適所の人事配置や特色ある学校づくりに活用します。
(高校教育課)

自己評価の適切な実施と外部評価の活用等、確かな学校改善につながる学校評価のあり方について研究を深め、地域に開かれた信頼される学校づくりを一層促進します。

(義務教育課、高校教育課)

(*1)フィルタリング
パソコンや携帯電話において、有害なホームページを選別し、子どもに見せないようにするための機能。

学校の継続的な安全管理体制の充実を図るため、「学校における安全管理の手引き - 児童等の大切な命を守るために - 」（県教育委員会発行）等を活用し、各学校の実態に応じた安全管理マニュアル、学校安全計画の策定を推進します。また、(*1)スクールガードリーダーを配置し学校や通学路等の安全管理体制について指導・助言を行うほか、スクールガード養成講習会を開催し学校安全ボランティアの養成に努めます。

（義務教育課）

本県独自で作成した「情報モラル指導教材及びトラブル対応マニュアル」を道徳の時間をはじめ各教科等の時間、ホームルームの時間など、様々な場面で活用し、児童生徒の適切な情報モラルの醸成に努めます。

（義務教育課）

悩みや問題を抱える児童生徒や保護者等に対応するため、学校に(*2)スクールカウンセラーの配置・派遣を行うほか、(*3)「いじめ相談ホットライン(24時間対応)」（*4)「親子ホットライン」などの電話相談窓口を引き続き設置します。また、学校における教育相談業務のリーダーとなる教職員を養成し、教職員全体の教育相談への対応能力やスキルの向上に取り組みます。

[第4章第1節 - 1より再掲]

（義務教育課）

| | | |
|---|--|---|
| <p>(*1)スクールガードリーダー 学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。</p> | <p>(*3)いじめ相談ホットライン いじめの問題などに悩む子どもや保護者からの相談を受付けている。</p> | <p>(*4)親子ホットライン 不登校、障害のある子どもの教育問題等について相談を受け付けている。</p> |
| <p>(*2)スクールカウンセラー 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。</p> | | |

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|------------------------------|-------|------------------------|-------|------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 私立幼稚園・私立保育所の耐震化率（保育所は中核市を除く） | H20 | 幼稚園 49.1% 保育所 49.8% | H24 | 100% |
| 県立学校の耐震化率 | H19 | 61.7% | H24 | 100% |
| 私立小・中・高等学校の耐震化率 | H20 | 44.0% | H24 | 100% |
| 市町立小・中学校の耐震化率 | H20 | 46.5% | H26 | 85% |
| スクールカウンセラーの配置率 | H20 | 20% | H25 | 25% |

（ 5 ）私立学校教育の振興

【現状と課題】

少子化に伴う児童生徒数の減少により、私立学校や私立幼稚園を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。それぞれの私立学校（園）が、その建学の精神に基づき、社会の変化や県民のニーズに合わせて他校（園）にない特色・魅力を築いていくための支援を続けていく必要があります。

【具体的施策】

私立学校（園）における教育の振興を図るため、学校の経常的経費を助成します。また、保護者負担の軽減を図るため、授業料や保育料の減免、通学費補助などの助成制度を実施します。また、カウンセラーの配置や私立高等学校の活性化のための事業に助成し、魅力ある学校づくりを支援します。

（学事振興室、こども未来課）

5 未来の親・未来を担う人材の育成

(1) 子育ての楽しさと意義に関する教育・広報・啓発

【現状と課題】

平成20年3月に告示された中学校の新学習指導要領においては、少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった状況に対応するため、家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験が重視されており、新たに「幼児と触れ合うなどの体験を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できること」が必修の指導項目として示されています。

平成21年3月に告示された高等学校の新学習指導要領においては、教科「家庭科」で重視された内容の一つに少子高齢化への対応があります。少子化の進展に対して、子どもの育つ環境づくりや子どもの発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割、子どもを生み育てることの意義や、子どもと適切にかかわりコミュニケーション能力を高めること等に関する内容の充実が図られています。

【具体的施策】

中学校では、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解を深めさせるとともに、幼児と触れ合うなどの体験を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できる資質・能力が育つ学習活動を推進します。

(義務教育課)

高等学校「家庭科」では、「子どもの発達と保育」の内容が扱われています。指導に当たっては、(*1)学校家庭クラブ活動等との連携を図り、地域の実態に応じて、幼稚園や保育所等を訪問して実際に乳幼児との触れ合いや交流をしたり、乳幼児をもつ親が子どもとかかわる姿を観察したりするなど、実践的・体験的な学習活動に取り組みます。

(高校教育課)

中高生が、赤ちゃんなど乳幼児とふれあい、地域の人々との交流を通して命の尊さや子育ての楽しさ・意義を実感できるような活動の活性化を支援します。

(こども未来課)

(*1)学校家庭クラブ活動

学校や地域の中から課題を見だし、課題解決を目指してグループで主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習のこと。

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|-----------------------|-------|-------|-------|------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 乳幼児ふれあい体感事業実施校の割合（高校） | H19 | 40.5% | H25 | 100% |

（２）男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法施行後、地域における男女共同参画推進の取組は着実に進められていますが、

- ・ 未だ固定的な性別役割分担意識が根強い
- ・ 地域の課題解決に男女共同参画の視点が十分に活かされていない
- ・ 地域活動の参加について性別、世代に偏りがある
- ・ 女性が実際に活躍できる場が乏しい

など、男女共同参画が必ずしも順調に進んでいない状況もみられます。

【具体的施策】

本県における男女共同参画を推進するための基本的な指針となる長崎県男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現をめざします。

（男女参画・県民協働課）

男女共同参画の推進に取り組む男女共同参画推進員及びアドバイザーを育成し、市町と一体となって県民の男女共同参画に関する意識の普及・啓発に努めます。

（男女参画・県民協働課）

(3) (*1)子ども・若者の社会参加・社会貢献活動の推進

【現状と課題】

子ども・若者が社会の一員として大切にされるとともに、自立をはぐくむためには、子ども・若者の意見や意思を尊重するような取組を進める必要があります。

ボランティア活動は、子どもたちが社会との関わりを考え、共に助け合って生きる喜びを体得するなど、社会奉仕の精神を養うことのできる貴重な機会です。各小・中学校には、そのための活動の場・時間の確保が求められます。

【具体的施策】

子ども・若者の育成支援にかかる施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子ども・若者の意見が反映されるよう、子ども・若者の意見表明機会の確保に努めます。

(こども未来課)

小・中学校では、総合的な学習の時間や学校行事等において地域の特色を生かしたボランティア活動の取組を推進します。

(義務教育課)

子どもたちに、NPO や福祉施設でのボランティア活動体験の機会を提供することにより、広く県民のボランティア活動への参加を促します。

(男女参画・県民協働課)

(*1)子ども・若者

平成 22 年 4 月に施行された子ども・若者育成支援推進法において、乳幼児期から 30 代までを指す。従来の「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用。

(4) 子どもの夢やあこがれをはぐくむ取組と職業教育の推進

【現状と課題】

諸調査によれば、本県の小学生の多くが「将来の夢や目標を持っている」「あこがれている人がいる」と答えている一方、中・高等学校へと進学するにつれて「その日その日を楽しく生きたい」と考える子どもが多くなります。このことは、昨今の「(*1)ニート」や「(*2)フリーター」等の問題を考えたとき看過できるものではありません。現在、中・高等学校においては、(*3)キャリア教育の視点を踏まえた進路指導の改善を進めていますが、その素地を養う上で大切な段階である小学校での取組は不十分な状況にあります。

職場体験については、これまでも県内の多くの中学校において実践されてきましたが、平成20年3月に改訂された学習指導要領に、中学校における「総合的な学習の時間」の学習活動として、職業や自己の将来に関する学習活動が例示され、具体的な体験活動を通して学び合う機会を持つことの大切さが改めて明示されました。また、平成21年3月に国立教育政策研究所から「小学校におけるキャリア教育推進」のためのリーフレットが発行され、小学校における取組の充実が求められています。

高校生の進路をめぐる環境は大きく変化しており、このような中で将来生徒が直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人ひとりに望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実する必要があります。

【具体的施策】

自らの将来に夢やあこがれを抱き、学ぶ目的や喜びを自覚しながら努力する小学生、あこがれを志へ高め、その実現に向けて努力する中学生を育成するため、人との出会いを中心にしたモデルカリキュラムを作成し、実践協力校による実践成果を踏まえながら、県内の各小・中学校への普及を図ります。

(義務教育課)

(*1)ニート
15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない非就業者。

(*2)フリーター
学生と主婦を除く15～34歳のうち、パート・アルバイト(派遣等を含む)及び働く意志のある無職の者。

(*3)キャリア教育
働くことの意義や目的など望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身につけさせる教育、自分の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

小・中学校では、学校における学びと実社会との関わりを大切にし、児童生徒に望ましい職業観や勤労観を育成するため、職場見学や職場体験の一層の推進・充実を図ります。

(義務教育課)

職業に関する専門的な知識や技術・技能の確実な定着を努めるとともに、学校、産業界、関係行政機関等の連携を通して、産業界が求める実践力を身に付けさせます。

(高校教育課)

子どもたちの発達段階に応じたキャリア教育を推進するために、高等学校においては、(*1)インターンシップ等を通して、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てます。

(高校教育課)

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|-------------------------|-------|----------|-------|----------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 産業教育における民間講師を活用した時間（高校） | H19 | 1,272 時間 | H25 | 1,500 時間 |

(*1)インターンシップ
生徒が一定期間、企業等で職場実
習体験をする制度。

(5) 若者の就業支援

【現状と課題】

県内の有効求人倍率は、平成 21 年 1 月に 0.48 倍と 0.5 倍を割り込んで以降、0.4 倍前後で推移しています。特に若年者については、新規学卒者の求人数が減少するなど雇用環境は厳しい状況が続いています。このような状況において、平成 21 年 3 月新規高卒者の県内就職率は、46.7%（公務員、自営等を含むと 53.7%）に留まり、就職者の半数近くが県外に流出している状況となっています。そのため、県と長崎労働局は、平成 20 年度から「事業共同実施計画」を策定して、ハローワークを通じての新規学卒者の県内就職率 50%（公務員、自営等を含むと 60%）以上に向けた取り組みに努めています。

長崎・佐世保の県立高等技術専門校では、新規高卒者を中心に県内企業が求める即戦力の「ものづくり人材」の育成を行っておりますが、産業技術の進展や地場企業のニーズ変化に対応するため、訓練内容の充実を進める必要があります。

【具体的施策】

新規高卒者の就職率促進とともに、将来の本県の活力を維持するために、「事業共同実施計画」も踏まえ、長崎労働局とも連携し、進路指導者と企業の採用担当者の名刺交換会、高校生の企業見学会や保護者セミナーのほか県内企業誌の作成・配布や、企業が学校へ出向いての企業説明会を実施するなどにより県内就職率を促進します。また、長崎労働局と連携して、概ね 40 才未満の方を対象とする (*1)フレッシュワークを拠点に、就職後の定着促進のための相談やセミナーの実施、フリーターの正規雇用化などの就職支援事業を実施します。

（雇用労政課）

県立高等技術専門校では、地域の実情に応じた職業能力開発を推進するため、地場企業のニーズ変化等に対応した訓練内容の充実を進め、本県産業界を支える職業人として必要な技術・技能や知識を習得した逞しい若手人材の育成を推進します。

（産業人材課）

(*1)フレッシュワーク

国が若者の就業促進のため策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づく、相談から就職までのサービスを一か所で実施するため、県が長崎市、佐世保市、大村市、五島市に設置した施設。

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|-----------------------|-------|-----|-------|-----|
| | 年度 | | 年度 | |
| 高校生の県内就職率（公務員、自営等を含む） | H20 | 54% | H26 | 60% |

(6) 困難を抱える子ども・若者の支援

【現状と課題】

ニート、ひきこもり、不登校など、子ども・若者の抱える問題は社会問題化し、深刻化しています。多様化、複雑化する子ども・若者の問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難なものもあり、教育・医療・保健・福祉・就労などの関係機関・団体等の連携による支援が必要です。

「ひきこもり」は、特定の病名や症状ではなく、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている「状態」です。ひきこもり状態にある者は全国に約26万世帯といわれ、社会問題となっています。本県においても、県央保健所における相談件数から、ひきこもり状態にある者が多数いると推測できますので、ひきこもり本人や家族への相談体制の整備など、全県的な取組が必要です。

本県高等学校における中途退学者数は、減少傾向にあるものの、中途退学の問題は重要な教育課題の一つとなっています。

公立高等学校の中途退学の理由は進路変更が最も多いため、中学生に対する高等学校の情報提供や高等学校入学後のカウンセリング、進路指導の充実等を推進しています。

私立高等学校においては、学校生活への不適應等や進路変更の理由による中途退学が全体の約7割を占めており、カウンセラーの配置等の支援を行っています。

障害者が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、授産施設等で障害者に支払われる工賃水準を引き上げることが重要となっています。

【具体的施策】

社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の相談・支援を実施している関係機関・団体等が連携し、支援するためのネットワークづくりや総合相談センターの設置を推進します。

(こども未来課)

いじめや不登校などをはじめとする児童生徒の問題行動等への対応については、学校、保護者、PTA、行政機関、医療機関、専門家などと連携して、地域全体での支援を推進します。

[第4章第1節 - 1より再掲]
(義務教育課)

若者支援機関のネットワークを形成し総合的、継続的に支援できる体制を構築するとともに、「地域若者サポートステーション」事業を通じて、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。

(雇用労政課)

ひきこもり本人やその家族を対象に、長崎こども・女性・障害者支援センターや保健所でのひきこもり家族教室の開催などの相談・支援体制を整備し、家族の心の安定と本人の自立の促進を図ります。

(障害福祉課、こども家庭課)

中学校における職場体験や進路指導などのキャリア教育を一層充実させるほか、高等学校においては、教育相談の充実やわかる授業の確立に努めます。また、やむを得ず中途退学に至る生徒に対しては、退学後の就職や将来の生活設計について、きめ細かな相談を行うほか、再入学や編入学制度の利用をするよう働きかけます。このほか、若者サポートステーションやフレッシュワークなどを通じて、就職など自立のための支援が行われており、中途退学者の支援に向けて、ハローワークなどの関係機関と連携しながら取り組みます。

(義務教育課、高校教育課)

私立学校においては、カウンセラーの配置や生徒指導室の環境整備等に要する経費を助成するとともに、生徒指導・教育相談等の充実を図るよう働きかけます。

(学事振興室)

特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発達段階等に応じたキャリア教育を積極的に推進するなど、職業教育の一層の充実を図ります。

[第4章第2節 - 1より再掲]

(特別支援教育室)

一般就労が可能な障害者に対しては、ハローワークなどと連携して、雇用の場の拡大や就労訓練の充実等により就労を支援するとともに、一般就労が困難な障害者に対しては、福祉的就労の場等において、授産商品の受注の拡大や販路開拓、商品開発など、工賃を増加するための支援を行います。

(障害福祉課、雇用労政課)

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|----------------------|-------|---|-------|------------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 子ども・若者総合相談センターでの相談件数 | H21 | - | H26 | 累計 2,100 件 |

(7) めぐりあい支援対策の推進

【現状と課題】

平成21年5月に実施した「長崎県少子化問題基礎調査」によれば、8割を超える独身男女が、結婚する意思を持っていますが、独身である理由として、58.5%の人が「適当な相手にめぐりあわない」と回答しています。また、めぐりあわない理由は、40.4%が「異性と出会う場がない」となっており、異性と出会う機会が少ないことが、未婚化・晩婚化が進み、少子化の要因に影響していると考えられます。

平成 18 年度から実施している「ながさきめぐりあい事業」において、独身男女の出会いの場の提供に取り組んでいますが、離島など過疎地域での実施は低調となっており、島外の人との交流も必要です。

【具体的施策】

結婚を希望する独身男女に、民間団体等の協力を得ながら、男女の出会いの場を提供するなど、新たなめぐりあいを応援します。

(こども未来課)

地域や産業の魅力を発信しながら、離島・過疎地域において、第一次産業等に従事する若者に対し、めぐりあい事業の充実を図ります。

(こども未来課)

6 子育てにかかる経済的支援

【現状と課題】

子育て家庭の教育費など、経済的負担感が大きくなっています。このため、安心して医療・教育などが受けられるよう、支援が必要です。

【具体的施策】

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校を卒業するまでの子どもに子ども手当を支給します。

(こども家庭課)

就学前のすべての乳幼児を対象に医療費の一部を助成します。

[第 2 章第 2 節 - 2 より再掲]

(こども家庭課)

母子家庭及び寡婦に対する母子寡婦福祉資金貸付金、(*1)児童扶養手当、医療費助成等を行います。

[第 4 章第 3 節 - 5 より再掲]

(こども家庭課)

(*1)児童扶養手当

母子家庭の生活の安定とともに自立を促し、児童福祉を増進することを目的として、離婚などにより父親と生計を同じくしていない児童の母又は養育者に対し、一定の支給要件に該当する場合に、受給者の所得水準に応じて手当を支給する制度。

(平成 22 年 8 月から父子家庭も対象)

父子家庭への児童扶養手当を平成22年8月分から支給します。

[第4章第3節 - 5より再掲]
(こども家庭課)

ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用について、利用料の助成を行います。

[第4章第3節 - 2より再掲]
(こども未来課)

精神または身体に障害がある満20歳未満の児童を家庭において監護している父または母等に特別児童扶養手当を支給します。

(こども家庭課)

幼稚園就園児(満3歳児を含む)を持つ保護者の経済的負担を軽減するため、市町が行う事業に対して、国が所要経費の一部を補助します。

(義務教育課)

複数の園児を抱える家庭の教育費負担の軽減を図るため、同一世帯から2人以上同時に幼稚園、保育所、認定こども園等に通園している場合、2人目以降の私立幼稚園の保育料の一部を助成します。

(こども未来課)

義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国が所要額の一部を補助します。

(義務教育課)

特別支援学校への就学に要する保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の経済的能力に応じて、就学に必要な経費の全部または一部を支給します。

(教育環境整備課)

家庭の状況にかかわらず、すべて高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、原則として公立高等学校の授業料を無償とするとともに、すべての私立高校生等に対し就学支援金を支給します。また、生活が著しく困窮し授業料の軽減を行った私立高等学校等に対する助成を行い、家庭の教育費負担を軽減します。

(教育環境整備課、学事振興室)

向学心に富み、優れた資質を持ちながら経済的理由により大学及び高等学校への修学が困難な者に対し学資の貸与をしている（財）長崎県育英会へ助成を行います。

（教育環境整備課）

第2節 子どもの健やかな育ちへの支援

1 乳幼児の事故の防止

【現状と課題】

我が国の乳幼児の不慮の事故による死亡率は高く1～4歳児の死因の第1位を占めているため、乳幼児の事故防止については、あらゆる機会をとおして、啓発・周知等に努めていく必要があります。

【具体的施策】

誤飲、転落、転倒、やけど等の乳幼児の事故の大部分は予防が可能であることから、小児の発達段階に応じた具体的な事故防止方法について、家庭や施設の関係者への情報や学習機会の提供等を行います。

（こども家庭課）

幼稚園、保育所等に対し、研修会の開催等により、乳幼児の事故防止、安全管理に関する普及、啓発を図ります。

（こども未来課）

2 小児保健医療の充実

【現状と課題】

県内の小児救急医療体制は、在宅当番医や夜間急患センター等により確保されていますが、常時小児科医で対応することは、小児科医及び小児科標榜医療機関の地域偏在があり、二次医療圏ごとの小児救急医療体制の整備が困難な地域があります。このため、小児科以外の地域の診療所、病院と連携しながら、地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備を進める必要があります。

本県の子どものむし歯の状況は各種歯科保健活動により年々改善していますが、いまだ全国的には低位であります。全身の健康づくりの基本となる口の健康づくりの推進のため、歯科検診による早期発見・早期治療とともに、食生活の改善や基本的な生活習慣の定着、フッ化物応用（フッ化物塗布やフッ化物洗口など）による予防が大切です。

乳幼児医療費の助成制度については、平成17年10月から、助成対象年齢を就学前のすべての子どもたちに拡大し、子育て世帯への支援の充実を図っています。

小児慢性疾患のうち、悪性新生物など特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額になります。県においては、国が定める11種の疾患群について、医療費の公費負担を実施しています。また、公費負担の対象となる児童に対して、車イスなどの日常生活用具の給付も行っています。

【具体的施策】

「小児・周産期・産科医療確保対策部会」において、小児医療を取り巻く問題点の解決に向け、地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備を検討します。

（医療政策課）

休日・夜間における小児救急患者を受け入れる小児救急医を確保するための支援事業や広域での小児救急患者を受け入れる拠点病院運営事業など小児医療体制の整備を図ります。

(医療政策課)

地域の実情に応じたフッ化物の応用、望ましい食習慣の形成、正しいブラッシング指導等による(*1)う蝕予防の推進に努めます。

(こども未来課、こども家庭課、国保・健康増進課、体育保健課)

就学前のすべての乳幼児を対象に医療費を助成している乳幼児医療費助成については、現物給付の実現を含め、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。

(こども家庭課)

治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性疾患の子どもについては、医療費の支援を行うとともに、市町と連携して日常生活用具給付事業の実施推進に努めます。

(こども家庭課)

3 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

性意識や性行動が開放的になり、性情報の氾濫、営利を目的にした性的行為の露骨な表現などが、日常的に児童生徒の生活の中に入り込んできています。このため、学校保健委員会等を通じて、これまで以上の、適正な情報の集積や提供を行っていく必要があります。

学校現場に、地域の医師・助産師が専門的な支援が出来るよう、関係機関や関係者の連携がより一層必要です。

教職員等への研修機会を設け、性に関する教育について啓発を行っていく必要があります。

(*1) う蝕
むし歯のこと。

児童生徒による薬物乱用防止については、学校等における薬物乱用防止教室の開催、街頭における広報啓発活動など種々の取組により、薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒が増加していますが、一方で、大麻、錠剤型合成麻薬については、青少年を中心に乱用されている状況がうかがわれるなど今後も関係機関が連携して、薬物乱用の根絶に向けた児童生徒への取組の一層の充実が必要です。

思春期の子どもたちが、心身についての正確な情報を入手し、自ら健康管理ができるように、健康教育の充実を図る必要があります。

喫煙に対する県民の意識が向上し、公共施設や飲食店等での禁煙・分煙の取り組みが進む一方で、平成20年4月に歩きたばこの禁止や自動販売機の規制を含む新環境条例が施行されました。また、未成年者の喫煙防止対策として、J Tが平成20年3月からタスポ（自販機の識別機能）を導入しています。

【具体的施策】

性に関する健全な意識の涵養を図るため、学校保健委員会等を中心に広く情報収集を進め、効果的な情報提供の体制整備を図ります。

（体育保健課）

産婦人科等の専門医を学校に派遣し、専門医による健康指導を行うとともに、併せて、保護者等への啓発を図ります。

（体育保健課）

性に関する教育を行ううえでの基本的な考え方が十分に浸透していない状況を踏まえ、学校において適切な性に関する教育が実施されるよう、効果的な指導方法等についての研修会を開催します。

（体育保健課）

薬物乱用防止教育を推進するため、教職員や外部講師となる薬剤師等に対して研修会を開催し、薬物乱用防止の普及啓発を図ります。

（体育保健課）

すべての小学校で実施されている薬物乱用防止教育の充実を支援するとともに、講師となる薬物乱用防止指導員（400人）に対する研修会の開催、各種啓発資材の活用により資質の向上を図り、地域における児童生徒への薬物根絶意識の醸成と乱用の未然防止に努めます。

（薬務行政室）

県立保健所と学校、地域の医療関係者（医師、助産師、薬剤師など）が連携し、思春期の子どもたちが直面する性や薬物、喫煙などをテーマに、学校で健康教育を実施し、子どもたちが正しい知識を身につけ、自らの健康を管理できるよう啓発普及に努めます。

（こども家庭課）

県立保健所では、思春期の子どもや保護者からの心や身体の問題について、相談支援を行います。

（こども家庭課）

喫煙・飲酒防止のための健康教育や禁煙ポスターコンクールなどを通じて、喫煙・飲酒防止の普及啓発活動を引き続き推進します。

（国保・健康増進課）

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|-----------------------------|-------|------|-------|----------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 教職員等に対する性に関する研修会参加人数 | H20 | 128人 | H25 | 累計750人 |
| 教職員等に対する薬物乱用防止教育に関する研修会参加人数 | H20 | 193人 | H25 | 累計1,150人 |

4 食育の推進

【現状と課題】

食育とは、生きる上での基本となる「食」についての知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を送ることができる人を育てることです。特に子どもにとって食育は、健全な心や身体、豊かな人間性をはぐくむ基礎となるものです。しかし、近年、ライフスタイル等の変化により、家族で食卓を囲む機会の減少をはじめとした家庭での食育機能は低下しています。さらに食の海外への依存による食糧自給率の低下、肥満や生活習慣病の増加、食の安全に対する不信感の増大など、食をめぐる様々な問題があります。

食育の理解と関心を深めるためには、関係部署の連携と情報の共有、行政と各食育関係団体との連携が必要です。

保育所、幼稚園においては、平成20年3月に改訂された新保育所保育指針と新幼稚園教育要領に「食育の推進」が新たに位置づけられたことから、食育の実施にあたっては、食事の提供を含む食育の計画を策定し、各園の創意工夫のもとに食育を推進していくことが求められています。

平成20年3月に告示された新学習指導要領には学校における食育推進の重要性が明記され、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題への適切な対応や、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めることが求められています。

学校給食法の改正（平成20年6月11日成立）により、栄養教諭が指導を行うに当たり、学校給食において地場産物の活用に努めることが法律で規定されましたが、本県では、毎年1月24日～30日に「地場産物使用推進週間」を設定し、郷土料理をメニューにとりいれたり、親子料理教室を開催するなど、各学校の特色を生かした取組を実施しています。

非食用の事故米穀の不正規流通、粉ミルク製品へのメラミン混入、食品の産地偽装問題など食に関する事件が多発し、消費者の食への関心が高まっており、生産者との顔の見える関係や安全・安心な食品が求められています。

【具体的施策】

平成 18 年 10 月策定の「長崎県食育推進計画」に基づき、庁内各関係課を始め、市町や関係団体との相互連携を図り、子どもの食育推進のための環境づくりを県民運動として展開します。

(食品安全・消費生活課)

食育関係者や団体と行政等で構成する地域の特性を活かした地域ネットワーク会議を開催し、保育所、幼稚園、学校、地域、家庭と連携した子どものための食育を推進します。

(食品安全・消費生活課)

食育推進活動団体(者)への表彰を行い、「食育通信」の発行や食育ボランティアを募集、登録し、食育推進の環境整備を図ります。

(食品安全・消費生活課)

市町及び長崎県栄養士会をはじめとする関係団体と連携し、ボランティア(食生活改善推進員)と協働しながら、親世代に食に関する正しい知識や情報を提供します。

(国保・健康増進課)

保育所、幼稚園、認定こども園の食育計画の策定や給食に関する指導・助言等を行い、食育を推進します。

(こども未来課)

各学校において作成されている食育指導全体計画の充実・改善を図るとともに、教育活動全体を通じた食育の年間指導計画を各学年ごとに作成し、児童生徒や地域の実態に応じた食育指導を計画的に推進します。

(義務教育課)

栄養教諭の配置を計画的に広げていくとともに、栄養教諭を中心としたブロック別の食育推進委員会を整備し、県内の全小・中学校における食育の確かな推進を図ります。

(義務教育課)

学校給食における「地場産物使用推進週間」の実施、「郷土料理と地場産物を使った学校給食」(地場産物を活用した料理集)の活用などによる啓発に加え、地場産物を活用し生きた教材となる学校給食の推進を図ります。

(体育保健課)

地域特産の水産物を使った学校給食へのメニュー開発等にかかる経費に対する支援や、魚食普及推進のために県下の魚市場協会が主体となり、学校や地域の公民館などで開催する水産物を使った調理実習会等について支援を行います。

(水産振興課)

平成21年6月に立ち上げた「長崎県学校給食地産地消推進協議会」を通じて、学校給食における県産農産物の利用拡大を進めます。

(農政課)

農林漁業体験民宿の開業を支援することにより、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入モデル地域を育成し、子どもたちを対象とした生産現場の見学や農作業の体験等を推進します。

(農政課)

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|--------------------------|-------|-------|-------|------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 食育の年間指導計画を作成している小・中学校の割合 | H21 | 88.3% | H26 | 100% |

第3節 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成

1 (*1)家庭教育への支援の充実

【現状と課題】

近年の核家族化や少子化の進行等により、子育てに不安や負担を感じている親、子どもへの接し方がわからない親が増加し、児童虐待や少年非行が深刻化するなど、家庭の教育力・養育力が低下しています。

子どもが基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの倫理観、自立心や自制心、自己肯定感、社会的マナーなどを身に付けるうえで家庭教育は重要な役割を担っています。

家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるための支援を進める必要があります。併せて、すべての親が自信を持って安心して子育てをすることができるよう、社会全体で家庭教育を支援する必要があります。

【具体的施策】

「ココロねっこ運動」の重点施策である「長崎っ子を育む行動指針」の家庭への普及啓発と実践を推進します。

[第6章第1節より再掲]
(こども未来課)

子育て経験者、民生委員、保健師などの専門家が連携し、身近な地域においてきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促すとともに、地域における家庭教育に関する講座等の実施について支援します。

(こども未来課)

地域子育て支援拠点の整備をはじめ、幼稚園・保育所及び認定こども園等による地域の子育て支援を促進することにより、子育て支援の環境整備を推進します。

[第2章第1節 - 1より再掲]
(こども未来課)

(*1)家庭教育

親が子どもに対して行う教育で、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するもの。

家族のきずなを深めるため、「家庭の日」を活用した世代間の交流、伝統的な家庭内の年中行事でのふれあいなどを通して、命を次代に伝えはぐくんできていくことや家族の大切さの理解を深めることの重要性を普及啓発します。

[第6章第2節より再掲]
(こども未来課)

PTA 研究大会や各地区における PTA 研修会をとおして PTA 活動の充実を図ることで、家庭教育力の向上につなげます。

(生涯学習課)

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|----------------------------|-------|--------|-------|--------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 地域子育て支援拠点（類似施設含む）の設置数 [再掲] | H21 | 123 か所 | H26 | 184 か所 |

2 地域の教育力・養育力の向上

(1) 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

少子化、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化などにより、地域社会の教育力・養育力が低下しています。

子どもたちに関わるすべての大人が、我が子はもとより地域の子どもたちとしっかりと向き合い、次代を担う本県の子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備する必要があります。

子育て中の親が、孤立することなく、身近なところで子育てについて語り合い、励ましを受けるなど身近に相談できる仲間づくりの場を広げる機会を提供する必要があります。

子育てに関係する機関がネットワーク化され、子育て家庭へのきめ細かな支援体制の充実を図る必要があります。

学校、家庭及び地域社会が相互に連携して子どもたちの育成を見守るとともに、さらに開かれた学校をつくる必要があります。

現在の子どもたちの状況として、他を思いやる心や規範意識の低下、社会性や協調性の欠如等が指摘されています。これらは学校だけで解決できる問題ではなく、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割をしっかりと果たしながら、相互の連携を深め、「地域の子どもは地域の大人が育てる」といった観点から具体的な取組を推進していく必要があります。

住民が自主的に「地域づくり」に関わる必要性が高まる中で、コミュニティーの核となる公民館の役割は、重要性を増しています。

子育てを支援する企業・店舗を子育て協賛企業として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、社会全体で子育て家庭の支援を行うという機運の醸成を図っています。

【具体的施策】

県民運動である「ココロねっこ運動」を支援し、「長崎っ子を育む行動指針」の普及と実践を促進します。

[第 6 章第 1 節より再掲]
(こども未来課)

子育て家庭の交流、育児に関する相談、子育てサークルの支援などを行う拠点の整備を推進し、地域全体で子育てを支援していく体制を整備します。

[第 2 章第 1 節 - 1 より再掲]
(こども未来課)

福祉、保健、医療等の各関係機関のネットワーク化を進めるなど、きめ細かな在宅子育て家庭支援体制の構築のための支援を行います。

(こども未来課)

幼稚園、保育所、認定こども園の専門性を活用し、民生委員児童委員や地域の関係機関と連携・協力して、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育て支援の取組を推進します。

(こども未来課)

インターネット等を利用して自宅に居ながら育児、しつけ、発育等に関する相談や、子育て支援のサービスの情報等を受けられるとともに、子育て家庭相互が相談しあえる体制を充実します。

(こども未来課)

自治会、子ども会、地域婦人会、老人クラブ、NPOなどの団体による子どもを見守る活動や子育て支援の取組を促進します。

(こども未来課、長寿社会課、生涯学習課)

県民ボランティア活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア活動に関する情報の収集・提供、相談への助言・支援を行うとともに、ネットワークづくりのきっかけとなるNPO等の相互交流・連携の支援を行います。

(男女参画・県民協働課)

学校・家庭・地域社会の三者による子育て目標の一元化や、相互理解と連携協力を行うための最も有効なシステムとして、各小中学校への「学校支援会議」の設置を推進します。

(生涯学習課)

すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観や子どもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む「長崎っ子の心を見つめる」教育週間を実施し、命を大切に作る心や思いやりの心とあこがれや将来への志を持ち、規範意識の高い「心豊かな長崎っ子」の育成を推進します。

(義務教育課)

地域住民及び諸団体・組織を対象とした「子育てまちづくり講座」など、公共性の高い講座の実施を促進し、公民館を子育てまちづくり活動の拠点として機能させます。

(生涯学習課)

子育てを応援する企業・店舗を募集、登録し、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。

(こども未来課)

(2)豊かな自然環境等の地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実

【現状と課題】

地域の教育力(養育力)を向上させるため、地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の提供、世代間交流の推進、地域のスポーツ環境の整備等を行っていますが、さらに充実した取組が求められています。

【具体的施策】

環境教育は、単なる知識の習得にとどまらず、環境を大切にする心をはぐくむことも重要であり、環境アドバイザー等を活用した自然と直接触れ合う体験的な学習等を取り入れた環境教育を推進します。

(未来環境推進課)

自然や環境に対する県民の関心が高まる状況の中、本県の豊かな自然環境とふれあい、自然環境について学べる場所を提供することにより、(*1)エコツーリズムを推進し、子どもの体験活動の増加を図ります。また、これら施設の質の向上並びにエコツアーガイドの育成に取り組むことが必要であり、それらの充実を進めます。

(自然環境課)

子どもの体験活動を充実させるため、これまでの事業をさらに推進する他、教会群や地域の自然資源を歩いて巡るルートの新設や新しく整備された自然公園観察施設などをエコツアーのプログラムに組み込み、魅力ある長崎県の自然や歴史・文化等の資源について対外的にPRを行います。

(自然環境課)

(*1)エコツーリズム

自然の営みや人と自然の関わりを楽しむとともに、その対象となる自然環境や文化の保全に責任を持つ観光のあり方。自然環境を守り、そこに住む人々の生活向上に貢献できる「責任ある旅」の形態。

子どもも体験できるエコツアーの企画及びツアーガイドの養成やマネジメントを行うコーディネーターを育成し、参加体験型の観光形態の定着に向けた支援を行います。

(自然環境課)

漁村地域において、ブルー・ツーリズムなどの体験活動等の機会を充実させるため、漁業者等が取り組む体験メニューづくりや施設整備等に対して支援を行います。

[第2章第1節 - 4より再掲]
(漁政課)

水産業普及指導センターによる少年水産教室、市町や漁業関係者による体験活動などを通じて、魚料理教室や漁業・養殖業の体験などの機会を積極的に提供できるよう、漁村地域における体験教育の充実を図るための支援を行います。

[第2章第1節 - 4より再掲]
(水産振興課)

農山漁村における長期宿泊体験活動を通して農業や農村体験などの多様な体験活動を推進するため、子どもの宿泊体験活動に対応した農山漁村地域の受入体制を整備します。

[第2章第1節 - 4より再掲]
(農政課)

農業技術習得等の集合研修を農業大学校で実施し、農業・農村に対する理解の増進、農業体験学習の実施に必要な基礎的知識・技術の習得等を図ります。

[第2章第1節 - 4より再掲]
(農業経営課)

小・中学生の農業への理解の向上を図るため、副読本や農業体験学習等の農業教育を実施するために必要な指導者用マニュアルを作成し、各市町教育委員会、関係機関等へ配布します。

[第2章第1節 - 4より再掲]
(農業経営課)

各振興局農林（水産）部が主体となり、地域の学校教員等を対象とした農業セミナー、農業農村地域の現地視察研修、先進農家による講義等を実施し、農業・農村に対する理解の増進を図ります。

[第 2 章第 1 節 - 4 より再掲]
(農業経営課)

森林とのふれあいを通して、森林・林業の重要性を認識し、次世代を担う青少年の情操教育の場、交流の場として設置されている県民の森と学校との連携を進め、総合学習の場として定着させるとともに、森林学習、癒し空間を体験するフィールドとして整備し、森林の癒し効果（森林セラピー）を利用した取り組みの推進等を進めます。

[第 2 章第 1 節 - 4 より再掲]
(林政課)

地域における異年齢の子どもによる生活体験活動を通して、子どもの人間関係力や生活力をはぐくむため、長期の通学合宿を実施します。それとともに、この事業に地域の多くの人材が関わることを通して、子どもを核とした温もりのある地域コミュニティの再生を図ります。

(生涯学習課)

子どもから高齢者まで、県民の誰もが生涯にわたってスポーツやレクリエーションに親しみ、豊かなスポーツライフを送る「生涯スポーツ社会」の実現に向けた環境づくりを推進するため、地域の実情に応じて、住民が主体となって運営を行い生涯スポーツ振興の拠点となる(*1)総合型地域スポーツクラブの創設・育成や核となる人材の育成に努めます。

(県民スポーツ課)

県民の健康・体力づくりや平成 26 年度開催の長崎国体に向けた県民の気運を高めるため、幼児から高齢者、障害者の方が、いつでも、どこでも、気軽に楽しめる県民体操「がんばらんば体操」の普及・定着に努めます。

(県民スポーツ課)

子どもをはじめ多くの県民に大きな夢や感動を与え、郷土愛をはぐくむ気運を醸成するとともに、地域の世代間・地域間の交流を促進し、地域経済の活性化を図るため、V・ファーレン長崎の地域貢献活動や県民との交流事業等を支援します。

(県民スポーツ課)

(*1)総合型地域スポーツクラブ
誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味や目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、地域住民が協力して主体的に活動・運営していくクラブのこと。

トップレベルのプロスポーツ大会等を通じて、子どもたちに夢や感動を与え、幅広い年代のスポーツへの関心度を高めるとともに、本県のスポーツ振興を図るため、トップレベルの大会について、広報・PRなどの側面的な支援を行います。

(県民スポーツ課)

長崎県美術館において、ワークショップやアートクラブといった子どもから大人までが参加し楽しむことができる様々な取り組みを促進します。

(文化振興課)

地元の大学やボランティアと連携を図り、長崎県美術館の活動内容を充実させるとともに、積極的な広報を行うことで、参加者数の増加を目指します。

(文化振興課)

長崎歴史文化博物館において、ワークショップなどの体験を通して楽しく学び、常に新しい発見のある様々な取り組みを推進します。

(文化振興課)

県内各地で展開する様々な公演・展覧会等において、子どもも子育て中の親も一緒に楽しめるようなプログラムの充実を図ります。

(地域文化推進室)

【数値目標】

| 数 値 目 標 | 基 準 値 | | 目 標 値 | |
|-----------------------|-------|---------|-------|---------|
| | 年度 | | 年度 | |
| 九州自然歩道整備延長距離数 | H21 | 244.4km | H23 | 465.4km |
| 少年水産教室等の実施箇所数 [再掲] | H20 | 32 箇所 | H26 | 37 箇所 |